

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(1) 企業間の連携

協力会社と連携し、安全施工や効率的な作業体制の構築に取り組めます。
また、建設業界全体の課題解決に向けた情報共有を推進します。

(2) IT 実装支援

ドローンによる現場調査・点検・測量などのデジタル技術を活用し、協力会社との情報共有の効率化および作業の安全性向上を図ります。

(3) グリーン化の取組

燃料消費の削減や効率的な機械運用を推進し、環境負荷低減に配慮した事業活動を行います。

(4) 健康経営に関する取組

従業員および協力会社の安全・健康管理を重視し、安全教育や労働環境の改善に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

取引価格の決定にあたっては、労務費や燃料費などのコスト上昇を十分に考慮し、協議の上で適正な価格設定を行います。

②型管理などのコスト負担

取引に伴う費用負担については、合理的かつ公平な取引となるよう配慮します。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金払いとし、支払条件の改善に努めます。

④知的財産・ノウハウ

取引を通じて得た知的財産やノウハウは適切に管理し、取引先の利益を損なうことのないよう配慮します。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ防止

働き方改革への対応に伴い、取引先へ過度な負担が生じないように十分配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、建設業界の課題である人手不足・高齢化への対応として、ドローンや ICT 等のデジタル技術を活用し、建設現場の省力化・安全性向上・効率化を推進します。

また、技能者育成および働き方改革を推進し、地域社会に貢献する企業として持続可能な建設産業の発展に寄与します。

2026年3月6日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社渋谷クレーン工業 代表取締役 渋谷憲一

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。